

平成 30 年度第 2 回国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会報告書

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会細則第 3 条に基づき、監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会は、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、高難度新規医療技術部門等の業務状況について、以下のとおり病院長及び各管理責任者等から説明聴取と資料により監査を実施した。

監査日時： 平成 31 年 2 月 4 日（月） 18 時 00 分～19 時 00 分

実施場所： 山梨大学医学部管理棟 2 階小会議室

出席者： 藤原委員長、甲光副委員長、保坂委員

説明者： 武田病院長、榎本医療の質・安全管理部長、井上医療の質・安全管理部副部長、鈴木医薬品安全管理責任者、市川高難度新規医療技術部門長、伊藤 G R M 、鮎川監事、八巻監事、山田事務部長、渡邊監査課長、小林総務課長、望月医事課長、佐藤病院経営企画課長

2. 監査項目：

(1) 改正省令等への対応状況について

- ・特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化について
 - ①管理者の選任に係る合議体
 - ②病院の管理・運営に関わる合議体
 - ③管理者が有する権限の明確化
 - ④管理者の業務が法令に適合することを確保するための体制
 - ⑤開設者による業務の監督に係る体制

(2) 厚生労働省・山梨県による立入検査について

(3) 特定機能病院相互間のピアレビューについて

(4) 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等、未承認新規医療機器を用いた医療実績について

(5) 画像診断及び病理診断の確認状況について

(6) インシデント発生報告について

(7) 入院患者死亡・死産報告について

(8) その他

3. 監査の結果

(1) 改正省令等への対応状況について

- ・特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化について

①管理者の選任に係る合議体

管理者の選任に係る合議体として、平成 30 年 9 月 25 日に「山梨大学医学部附属病院長候補者選考委員会」を設置したこと、また、その審議経過及び次期病院長決定までの手続きについて、法令に基づき適正に運営されていることを確認した。

②病院の管理・運営に関わる合議体

病院の管理・運営に関わる合議体として、「山梨大学医学部附属病院運営委員会」及び「山梨大学医学部附属病院診療科長会」を置いていること、また、それぞれの合議体組織及び審議内容について確認した。

③管理者が有する権限の明確化

管理者が有する権限について、病院の管理運営を統括することについて山梨大学医学部附属病院規程により、予算権限については国立大学法人山梨大学会計規則及び国立大学法人山梨大学予算細則において病院の予算責任者としての権限が明示されていることを確認した。

④管理者の業務が法令に適合することを確保するための体制

大学全体の監査を行う組織として、監事及び監査課があり、附属病院を含む法人業務の内部監査及び監査法人監査を実施していることについて確認した。

⑤開設者による業務の監督に係る体制

開設者による業務の監督を行う機関として、学長のもと「国立大学法人山梨大学経営協議会」が設置され、附属病院を含む大学全体の業務並びに経営状況について監督していることを確認した。

(2) 厚生労働省・山梨県による立入検査について

平成 30 年 10 月 17 日（水）に実施された厚生労働省及び山梨県による立入検査の結果について、指摘事項は無かったことを確認した。

(3) 特定機能病院間相互のピアレビューについて

平成 30 年 11 月 5 日（月）に実施された鳥取大学医学部附属病院による「特定機能病院間相互 のピアレビュー」の結果について、「改善検討事項」とされたものもあったが、全体としては概ね良好であったことを確認した。

(4) 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等、未承認新規医療機器を用いた医療実績について

高難度新規医療技術部門及び未承認新規医薬品担当部門に申請のあった、高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品の詳細について確認した。また、未承認新規医療機器を用いた医療の実績については、まだ申請がないことについて確認した。

(5) 画像診断及び病理診断の確認状況について

放射線画像診断レポート及び病理診断結果の確認方法、確認体制及び各診療科における今年度の確認状況について確認した。今後も診断結果の見落としが無いよう、引き続き取り組んでいただきたい。

(6) インシデントの発生報告について

平成30年度のインシデント報告について、毎月300～400件程度の報告が上がっていること、また、そのうち医師の報告は11～12%程度で推移していることを確認した。

(7) 入院患者死亡・死産報告について

平成30年度の入院患者死亡・死産報告件数について確認した。併せて、医療に起因した予期せぬ死亡事例は無かったことを確認した。

4. まとめ

今回の監査において、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化のため、平成29年度(H29.6.14)に公布された改正医療法(法律第57号)に係る対応状況については、全ての項目で適正に運用されていることを確認しました。

また、その他の監査項目につきましても、添付された参考資料及び口頭説明により確認することができました。

今後も引き続き、県内唯一の特定機能病院として、地域の中核的医療及び高度な医療を担い、医療サービスの提供と医療安全に努めていただくようお願いいたします。

平成31年3月13日

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会

委員長(自署) 藤原三郎

副委員長(自署) 甲光俊一

委員(自署) 保坂一誠